

『寺門高僧記』卷四をめぐる問題

— 統群書類従本錯簡の訂正と所載の徳一関連記事の検討 —

山 岸 公 基

はじめに

『寺門高僧記』は全十巻、鎌倉時代の成立と考えられ、天台寺門宗僧侶の伝記集成を主な内容とする。^①本書は統群書類従巻第八百十一（第二十八輯上所収。以下略して統群本と呼ぶ）において既に活字化され、天台寺門宗及び園城寺（三井寺）研究の基本文献と評されている。^②ただ残念なことに本書の内容の過半は散佚してしまい、活字化された現存部にも魯魚の誤りのみならず錯簡すら認められ、活用上多大の困難が生じている。^③

筆者は京都大学文学部所蔵の『寺門高僧記』（以下京大本と略称する）巻四写本の調査を通じて統群本錯簡の訂正について一定の見通しを得ることができた。^④『大日本史料』第三編之六の編者も錯簡に気付き所引の『寺門高僧記』記事を訂しているが、京大本に触れる機会がなかったためか一部不完全なままに終わっている。諸写本間の校異を行い現時点での定本を作成する微細な作業は後日に譲って、錯簡訂正の大局に限りここにまず報告する。つづいてこれにより整理される園城寺僧觀圓伝のなから、その重要な原史料となったと思われる康和三年（一一〇一）十一月一日の鳥羽殿における番論議とそ

れに付随する論争の経緯を記した『鳥羽殿番論議日記』（仮称）逸文にあたる部分を指摘する。『鳥羽殿番論議日記』は番論議第一番での延暦寺僧嚴勝との論議について詳細であるのみならず、その後あいついで進上された、嚴勝の勘文、觀圓の陳状、嚴勝の重勘文、觀圓の重陳状については全文を収載していたものとおぼしく、『寺門高僧記』に収められるにあたって抄出されるとはいえ、希有な白河院政期の本格的教義論争の具体相を伝えて仏教史上閑却できない重要性をもつものとして考される。さらに、『鳥羽殿番論議日記』所引の康和四年（一一〇二）四月二〇日付の觀圓重陳状には、平安時代初期の法相宗の学僧徳一の出自に関する、管見におよぶ現存最古の記事がみられ、従来からのこの問題に関する議論に一石を投じることとなる。

以下京大本の調査報告、『鳥羽殿番論議日記』逸文の抽出、徳一関連記事の問題点の順に述べる。

一 京大本の調査報告と統群本錯簡の訂正

京大本は和綴の冊子本で、一帙に卷四・六・十の三冊をおさめている。卷四には「京都府葛野郡嵯峨天龍寺所藏／大正十一年三月寫」の奥書がある。これにより京大本の底本は卷六も合わせ京都・天龍寺の所藏にかかると知ることが知られる。⁷⁾

統群本の錯簡は、四二ページ上段九行から四三ページ下段一五行まで（以下A部と呼ぶ）と、四三ページ下段一六行から四五ページ上段一行一五字まで（以下B部と呼ぶ）とが前後したため生じたことが、今回の京大本との比較により明らかになった。そもそも卷四には目次が付せられており、隆明―増譽―良意―經圓―圓範―齊尊―念圓―觀圓（下略）の順に伝が

収載されたはずだが、統群本では隆明一増譽に続く良意の遷化の記事と經圓の伝との間に、「第二番可罷出云々」以下のA部が唐突にさしはさまれている。次に掲げるように、京大本にならってB部と前後させなければならない。紙幅の関係もあり、この訂正で記事の内容に変更が生じ大幅に増補されることになる唯一の箇所、觀圓伝について、統群本の活字ならびに句読点に添って復元し全文を示すこととする（なお段落の設定は私見による）。

觀圓阿闍梨。

〵〵〵〵補阿闍梨。

— I

康和三年十一月十一日白河法皇於鳥羽殿被行番論議。廿雙論匠。延曆寺廿人。園城寺廿人。宗義十五番。俱舍五番。

一番觀圓阿闍梨。寺。嚴勝阿闍梨。山。

觀圓反問云。問付天台一家意明圓教斷惑。爾者住前未斷一毫惑。登初住時爲三惑同時斷將當如何。答曰。十信斷見思。初住斷無明。付之圓教意明三觀一心。可云三惑同時斷也。况諸經論中不見十信斷惑之文。何諸經論中不見十信斷惑文之疑。見聞之輩示之。

于時慶朝法印并兩門論匠等皆驚之由所言上也。

答曰。釋此事云。觀法雖圓銅輪已前麤惑先去文。但至十信斷惑證者。仁王經云。十善菩薩發大心。長別三界苦輪海文。

其證也。難曰。仁王經文非其誠證。十善者指十信位。發大心者可指初住發心例。如起信論信成就發心信者。十信發心者

是初住何。答。起信論信成就文。雖云信不云十信。雖云發心不云初住。何爲例。

見聞之輩至起信論會釋驚耳振動。慶朝法印申云。見聞之輩甚以狼藉也。第二番可罷出_{云々}。民部卿顯賴起座。奉達事由。仍下院宣。以檢非違使盛重光國等被出見聞衆於門外華。纒廿人許有密留者。

— II — ①

同月嚴勝阿闍梨遂勘文。

起信論信成就發心。但是初住位非十信成就之由勘申。梁真諦所譯唐實又難陀所譯兩論文載之。料簡云。右謹檢此論文。全付信成發心之名。元分信成就之言屬十信之明文。依論何文設此難乎。既無自宗章疏。仍私案上件論。前後文信成就之言者。中々約初住□之便也。一花嚴宗法藏法師起信疏下卷云。信成就發心者。位在十住。兼取十信。十信位〔中〕修習信心。成就發決定心即入十住。〔十住〕初心名發心住。即十信行滿名信成就進入十住之初。故云發心_文。右若仰信此釋爲申例難歟。若爾他師解釋不叶自宗意。何以彼釋爲指南例難申大師之所釋乎。以前文義注進如右。謹檢案內。番論議者圓宗之中與希代之御願也。堂宇壯麗。寫花藏於姑射之中。佛像莊嚴。迎金剛於仙院之砌。於是荊楊往復之英髮波清涌。露槐風棘之相將來連座。還如值耆闍崛之席。更驚向麒麟閣之圖。是以片言一辭不可迂誕。大小乘教可專深義。而觀圓大法師例難之旨已非論文。有何證據所難申哉。辨旨於論席辨答先畢矣。若是以他師釋所爲證歟。爾者諸師解釋卷軸雖區。山家非所用誰以爲准的。所謂光宅秀逸猶以破却。自餘諸人任風者也。豈以彼異釋難今宗義乎。委細文義詳載狀右。就中見聞之輩不敢識淺愚雖咬嘲高驚才彌露也。召仰觀圓大法師令進件文證。以御願之鄭重爲學道之殷鑒。仍愚管所及勘申如件。

— II — ②

觀圓阿闍梨陳狀

延曆寺嚴勝大法師所注進信成就發心勘文一、言論併失道理不叶論文。雖然省繁取要立十二不可注五箇勘定。具如後日記。

陳無自宗釋云。凡諸經論文義未必有自宗釋。雖無宗釋有眼者無不了知。汝向經論文必可俟人師釋者。預參一切經御讀經等之條長以停止、、。設雖有其釋。於釋文尚不可免不審。釋上又求釋者即可招無窮之過矣。又難私料簡云。勘自宗章疏文決斷之者非其限。汝謬解深納書笈中。竊可傳汝入室瀉瓶之弟子歟。於太上法皇希代御願第一番勘文面者。永不可載之。早以可削之也。又難出法藏釋不用之云光出申法藏師釋條愚疑甚也。徒成立人義彌顯已疵故也。雖非以他宗釋爲指南。觀圓之私料簡中前哲解釋有何耻哉。嚴勝大法師新疏妙釋有誰前哲又箱中乎。嚴勝所造起信論新疏與花嚴宗祖師法藏法師疏釋以二比之乞指南曰。誰人有棄法藏師正釋依憑汝謬解之者哉。一、言論併無不表。嗚呼可哀、、。諺曰。欲令見健氣還令見弱氣者。非汝是誰人哉。可笑之、、、。

五箇勘定。

起信論一卷二卷兩本云。略之文廣可見之。觀圓謹勘論前後譯案兩本。論文以信成云依不定聚。以發心云入正定聚。然則正定聚不定聚品位大別。何云信成發心乎。是二。

又云。得信成就堪能發心。或言。經十千切信乃成就。徒是以來。或以諸佛教力。或以大悲。或因正能將欲壞滅。以護法故而能心。謹案此文。已後字信成就即非發心住之旨炳焉。其一。

又云。信心成就故諸佛菩薩教令發心云。謹案此文。次云諸佛菩薩等故。知信成就即非發心。其二。

又云。如是信心成就得發心者。入正定聚畢竟不退云。謹案此文。若信成就初住信者。得字不可介中。其四。

又釋摩訶衍論第七云。唯所化衆生無量無邊。而今此處中且取不定聚攝十信衆生故。所以者何。爲欲令使化不定聚三品

衆生。十種心具足成就。決定安立十住初發心住。巳。謹案此論文。以信成就爲十信。以發心爲十住位。龍樹所判如此。天台以龍樹爲高祖師。釋義專以龍樹爲依憑。豈以背之哉。汝未知歟。未見釋摩訶衍論歟。可哀々。其五。

以前十二不可五箇勘定。謹以注進如右。但一家兩門互爲敵者。各存明執是非難信。宜仰諸宗之名德。令料簡一論之文義者。理非之間必無阿容歟。抑觀圓昔躋萬里之山雲久行佛道。今迎五夜之窓月鎮守戒珠。桑榆景暮已閉松門之扇。雌雄興忘未經花洛之交。方今太上法皇召集絕倫高才。創置希代御願。忝應初雙之選。新抽三百之詞。無難不釋。無疑不拉。弩強獸弱。將斯謂歟。殊望戴朝恩於三會之講肆。勵夜學於萬代之智囊焉。

康和三年十二月廿八日 阿闍梨大律師觀圓

嚴勝大律師重勘申。

園城寺觀圓大律師雖注進十二不可五箇勘定。一一皆陳私義不進證文。所陳申義。或乖本論前後。或違大師所釋。或迷義旨放言爲宗。或暗奏書詞失禮節。或儲虛忘詐構勝負等。條々子細事。具如日記。破詞繁略之。

第二不可中觀圓大律師自稱我指嚴勝爲汝無隄防事

第五勘定釋摩訶衍論僞論事

右謹檢傳教大師製作守護國界章文。山家大師彈他師義云。汝引釋摩訶衍論不足爲證。何者翻譯不分明故。隋唐諸目錄不載見錄故。其眞言宗不相似梵字故。其義理相違本論故。姚興在秦。眞梁在梁。秦代伐提已同梁家論。若正義諸者。從秦以降至唐開元目錄不載疏不引。是以不足歸信。此論者大安寺誠明法師去天應年中自唐將來。尾張僧都爲傳檢勘具成僞論。汝何以疑論輒遮花嚴經。此亦一愚失耳耳。未檢見此釋。以件論文爲證文。其謬自明。其迷尤深者歟。抑山家大師之

此釋者。叡岳童稚之口遊也。可云園城之夜光山門之瓦礫歟。若不用祖師之所釋者。可非圓宗之末流歟。

以前條々管見所及勘錄如右。抑嚴勝山洛間道。躋三階成業之席。書籍遊心積多年。公請勞揭焉學道未以空歸。而預嚴重之御願。擇辨論之義關。是時不露正義。恐爲向後之訛。早召明文被決理非者。彌登圓宗之驪珠。將擇匠之龍才。仍所勘申如件。

延曆寺阿闍梨傳燈大法師嚴勝 康和四年三月十五日

— II — ④

觀圓大法師重陳狀。

嚴勝大法師重勘文。以今年三月十五日上。以同年四月十日得勘狀俚。如上。右五箇勘定中載兩本論文并釋摩訶衍論文是非明證文哉。然而今稱不進一句證文之條如何。是則於咫尺之文面爲銜耀人耳目。以誑惑爲其意也。

觀圓自稱我指嚴勝爲汝是失禮節等事

糺彈云。咄哉嚴勝大法師不得事情不知案内者。只徒可倚臥矧。筆硯不可申。无益事還顯汝愚者也。何者今所召之勘文者。意爲兩虎令相戰。記唾黻之體。忝備於叡覽也。非直經奏聞之申文狀也。先可習申事者。凡立破之文書者舉我智顯人愚也。故嗚呼嘲哢狂言綺語。今不避色惜詞。只任筆力恣記而已。况番論議之例。以蔑他實已爲禮。今決其勘問。以之爲書飾也。不然爲儒之書元飛興無見所讀眠多披之甚慵者也。况所草文章一依守護國界章之筆體。指東土德一爲麤食者爲稱汝。即在汝所引載之文者也。况仙人對大王曰。我有大乘名妙法蓮華經。王聞仙言歡喜踊躍。未咎我之唱還作歡喜。姚秦羅什弘始八年集四方義學沙門二千餘人所翻譯也。學者得之掩流祕藏。輒不令見於人之經也。往年於好學之邊一遍得見之。嚴勝大法師未見彼經故。稱我汝之言謂无隄防尤道理也。彼經序品云。妙光菩薩豈異人乎我身是也。求名菩薩汝身是也。案

文意非文殊貴於我身稱我。亦非蔑於彌勒稱汝。又非文殊於釋迦大師無上法王御前空忘禮儀猥稱我汝。然經說如此。然則觀圓若无隄防者過奉讓大聖文殊。若文殊其過不在者。所詰難申之失還在嚴勝大法師之身上者也。况天竺以稱名爲敬。流沙以東以避名爲禮。爰觀圓年齡漸仄七十。夏臘已經五十餘年。以汝生年可比觀圓夏臘矣。豈非後進乎。而汝非院宣之召。輒令進勘文之曰。須避名或云上臘或云答者問者等。今恣書諱號。豈非失禮乎。觀圓避諱名稱汝。是則觀圓之禮節還甚厚者也。

第五勘定中背傳教大師守護國界章以摩訶衍論爲證文事

糺彈云。哀、嚴大法師不可施此囁言。傳教大師破惠美大臣子惠日寺德一菩薩所述作中邊義諾章曰。彼不及暫依一片意恣彈給也。專非盡理之釋。凡天台一家釋。若以破人之釋爲指南定法相者。於山家教門多可壞法門之綱目矣。若以破人之釋爲進講論議之時者。學侶定會釋之許也。是非今案之事。汝皆所知也。遂以摩訶衍論爲僞論不可用者。安然和尚所述作教時義之文如何通申乎。彼第、卷二。引廣文略之。問。摩訶衍論昔戒明和尚將來之時。有諸道俗論定僞論。又南大寺新羅國僧珍聰傳云。是論新羅國大空山沙門月忠撰也。而何引爲龍樹論證。答。昔有居士四失付論。後有僧衆更加五失。次有真言僧都上奏入真言宗三藏之中。流行天下。其官符文載貞觀格。後有請基和上。箴界迷方記中具會舊人四失七失論定真。論題下云。龍樹菩薩造故引爲證據。可謂顯晦隨時行藏在運者也。已上。安然和上是慈覺大師上足弟子也。學兼顯密內外悟與入唐請益人等。昔以幼稚之歲登叡岳。窺無人隙參上中堂。與藥師如來帳中語申。豈非權者乎。然所述作真言疏義稍越於前哲矣。和上豈不見守護國界章。叡岳幼士何不口遊於安然製作哉。爰觀圓謬引摩訶衍論爲證據者。以失奉讓五大院和上。和上若有失者。觀圓之謬有何耻哉。觀圓依引摩訶衍論非玉泉末流者。五大院和上以摩訶衍論爲指南章教時義。可非天台耆德歟。又觀圓以用摩訶衍論爲過怠者。嚴勝已背貞觀官符。可爲違勅歟。又如彼妙勝定經。像法決疑經清淨法行經

等雖在爲目。後人刊定入真經。摩訶衍論本雖作疑今爲真論有何失乎。况傳教大師製作守護國界章在弘仁時。後貞觀天子下明詔爲真論流行天下矣。引爲證文旁有憑據者也。然則觀圓是園城之夜光也。實明於魏王照二十五乘之明珠。嚴勝是觀山之瓦礫也。取瓦礫之中。瓦者解於霧。礫者碎於風。不中用之灰塵也。昔許由聞堯帝之禪位。洗耳於潁川。今觀圓見嚴勝之勘文。濯眼於三井者也。抑觀圓性雖不敏。昔遊學之日。於天台宗章疏者莫不一見。顯密兼學之間依無其憚不能廣涉。猶於經論。况辭園城窓遊止勝境名地之時多年之間。不能解書籍之紐。衰老之後每年蒙昧所之事皆以廢忘。依離書案無所加學。實如管中見豹井底望天也。然而院宣嚴重懇望仰天猥記狂愚再勸如件。但嚴勝大師初聞觀岳雄傑。今見山家蠅蚋。然則龍象踏蹴非驢所堪。况蠅蚋哉。汝非我敵。如蚊虻侵師子。早申降可去於三十里之外者歟。

園城寺阿闍梨大師觀圓上 康和四年四月廿日

— II — ⑤

康和二庚辰年六月十八日觀圓阿闍梨參詣新羅通夜經所。情思三世覺母之忝寧貴方代利生之恭佛法神道兼兩箇。現世當生互二世。仰而取信。敬而傾頭。斜月照松。曉鐘響枕。境節於寶前有讀經。其音聲澄于一天。其異香遍于万方。澁心肝斷感腸。排經所之戶見御燈之光。年齡廿有餘僧隨兩童。一人指天蓋。一人持金箱。法華安樂行品。至虛空諸大爲聽法故。乃諸佛神力所護故之句。明神自錦帳有御出。文殊師利。是法華經。於無量國中文。同首被遊不留隨喜之流淚。彌增渴仰之懇思。是人得大利如上諸功德讀畢。神入翠簾之內。僧出梯墜之外。今嘗法喜之甘露。當禪悅之清風。云奇特云宿緣淚。巨押。圓問云。名字詎人住所何哉。僧答曰。住此山既八百餘歲。命曰教忍仙人指西飛去矣。

— III —

二 觀圓伝の要約と『鳥羽殿番論議日記』逸文の抽出

觀圓伝は『寺門高僧記』卷四のなかでも行尊伝に次ぐ分量を有し、非職の僧の伝記としては例外的に長い。俗系の出自や卒年が記されないのも異例である。その内容は、

補阿闍梨の記事

康和三年十一月一日から翌康和四年四月二〇日に至る、鳥羽殿における番論議とそれに付随する書面での延暦寺僧嚴

勝との論争の経緯

康和二年六月一八日の新羅明神・教忍仙人との邂逅譚

の三部に要約することができる。大半を占めるⅡについてさらに小分類を施せば、

康和三年十一月一日の鳥羽殿番論議における觀圓と嚴勝との論争の要点と聴衆の対応

康和三年十一月の嚴勝の勘文

康和三年二月二八日付の觀圓の陳状

康和四年三月一五日付の嚴勝の重勘文

康和四年四月二〇日付の觀圓の重陳状

となる。

ここで注目されるのが、Ⅱ—③及び④の割註に「具には彼の『日記』の如し」、あるいは「具には『日記』の如し。破詞繁多なり。之を略す」とみえているその『日記』である。ここでいう『日記』は、「公的・私的に日々の事件や動勢を日を追っ

- I ⑤
- II
- III
- II ①⑩
- II ②
- II ③
- II ④
- II ⑤

て書き留めたもの」を指す一般的な用法ではなく、「特定の独立した行事の記録」の意味で使われているとみるべきであろう。¹⁰ II-②以下は鳥羽殿番論議（II-①）を前提としているからこそ意味のある議論であり、『日記』はII全体の原史料、仮に題名を復すれば『鳥羽殿番論議日記』とでもいふべきものであったと考えるのが妥当である。

II-①が康和三年十一月一日の番論議について概括的な記事に続いて唐突に「観圓反問して曰く」と始まるのは、『寺門高僧記』編者が『日記』を取意的に扱うのではなく抜粋引用する姿勢で臨んだことを端的に示しており、IIが全体からみればバランスを失するほどの長文になったのも、編者のこの方針に起因している。このためII-①の問答の話者が一部不明確となるなど部分的に難すら生じている。

嚴勝の勅文、観圓の陳状、嚴勝の重勅文、観圓の重陳状（II-②～⑤）と次第に罵詈雑言を含んで論争が激しさを加えるさまには、同じ内容を扱った『寺門伝記補録』のオブラートに包んだような取意的記述とは対極の迫力があり、これら文書は全文が『鳥羽殿番論議日記』に収載されていたと考えてよからう。II-②、⑤に『日記』に触れる割註がないのは、II-③、④が『寺門高僧記』収載にあたって抄出されているのに対し、ほぼ全文を収めたためと理解される。¹¹ 如上の考察から、IIは割註の一部を除けばほぼ康和四年（一一〇二）頃成立の仮称『鳥羽殿番論議日記』逸文であるとみなすことができ、¹² その院政期史料としての信憑性の高さは特筆されよう。¹³

三 観圓・嚴勝の論争の要点と徳一関連記事の問題点

『寺門高僧記』観圓伝を基に観圓と嚴勝との論争を簡単に要約すると以下の通りである。

番論議において、菩薩五十二位の修行中の第一十位にあたる十信の段階で三惑のうち見思惑が断ぜられるとする説に対し諸経論中にその証文が見られないとの反駁がなされたことから論争は開始された。嚴勝は『大乘起信論』の「信成就発心」についての觀圓の解釈が自宗の釈と異なるとする勸文を提出したが、これに対し觀圓は陳状中に「十二不可五箇勘定」を列挙して全面的に反論した。嚴勝は觀圓が五箇勘定の第五に『釈摩訶衍論』を引用したことをとらえ、最澄が徳一との三一權実論争中に著した『守護国界章』中に同論を疑論とすることを根拠に觀圓を論破揶揄する内容の重勸文を進上、觀圓は重陳状で嚴勝の属する慈覺門徒（山門）の祖円仁の上足安然がその著『教時義』で『釈摩訶衍論』を真としており、空海の上奏によって貞觀の官符で真論と認められ天下に流行している事実をもって応酬した。

觀圓は自宗の宗祖最澄の著作でさえ全面的に信拠するのではなく一定の距離をおいており、この時期の智証門徒（寺門）の学风を窺わせて興味深いのが、詳細の研究は仏教史学の専門家にゆだねたい。ここでは觀圓の重陳状（Ⅱ-⑤）にみえる徳一の出自記事、「惠美大臣子惠日寺徳一菩薩」について以下検討を加えることとする。なおあらかじめ、続群本・京大本ともこの一二字、なかんずく「惠美大臣子」の五字は傍註・頭註の扱いではなく、したがって上来の検討から仮称「鳥羽殿番論議日記」所載の康和四年（一一〇二）四月二〇日付觀圓重陳状に当初から記されていたとみられることを確認しておく。

三一 権実諍論の法相宗側の当事者として、また勝常寺・惠日寺をはじめとする福島県会津地方の平安前期仏教文化の担い手と推定されることから著名な徳一だが、その出自や生没年をめぐっては今なお定説をみない。「惠美大臣」惠美押勝||藤原仲麻呂（七〇六〜七六四）の子とする史料として従来『私聚百因縁集』「正嘉元年（一一五七）、住信撰」、『南都高僧伝』「嘉暦年間（一一三六〜一一三九）頃、仲廉撰か」、『尊卑分脉』「南北朝時代、洞院公定（一一四〇〜一一九九）等編」、『神名鏡』「永享六年（一一三四）頃以前」、『本朝高僧伝』「元禄一五年（一一七〇二）、卍元師蛮撰」等が知られており、東国で

成立した『私聚百因縁集』を徳一仲麻呂子息記事の古例とみなしてこの伝承の成立期を鎌倉〜室町時代¹⁵、成立地を東国とする説が有力視されていたが、観圓重陳状の記載が確認されたことで、最古例はさらに一五〇年余遡ることが判明し、伝承成立地を東国とする説も根拠を失うこととなった。

観圓重陳状は院政期の信拠すべき史料であるが徳一の活躍期からは三〇〇年近く経って成立したものであり、筆者もこの一事をもって徳一の出自問題に決着がつくとは考えていない。ただし、園城寺の阿闍梨が、無責任な発言をすればたちまち揚げ足を取られかねない教義論争に関わる文書で言明するところから、一二世紀初頭の天台宗僧侶の間で徳一仲麻呂子息説が一定の説得力をもっていたのは事実であろう。観圓を藤原兼隆の子とする俗系が伝えられることも、徳一の出自について仏教界のみならず藤原氏諸家の間に何らかの古伝が伝えられていた可能性を示唆して興味深い¹⁶。

徳一の生年については天応元年（七八一）とする高橋富雄氏の説があり、一定の支持を得ている。これによれば徳一はその論敵最澄（七六六〜七八二）・空海（七七四〜八三五）よりも年少であり、徳一仲麻呂子息説も成立不可能である。しかし徳一仲麻呂子息説は既述のように一二世紀初頭以前に成立しており、その萌芽は徳一在世中に遡る可能性すらある。徳一の生年を八世紀半ば近くに設定することは、その著作の内容・表現からも、また彼がプランナーとして大きな役割を果たしたとみて誤りない仏像（勝常寺薬師如来像等）の作風、そこから看取される仏師の世代に照らしても蓋然性が高いように思われる¹⁷。

〔註〕

（一）卷十は皇室貴顕による崇敬の歴史を記す。

- (2) 大正一五年一〇月発行、統群書類従完成会。本稿では昭和三四年二月発行の訂正三版に拠った。
- (3) 『群書解題』第七卷(昭和三七年七月初版、昭和五一年一〇月再版。統群書類従完成会)所載の景山春樹氏による解題(積296)。
- (4) 卷五・七・八・九は欠本。卷一・二・三は抄本のみ残る。
- (5) 所感番号 国史一そ8152。調査は平成一〇年七月三〇日および八月七日の両度にわたって行った。調査に際し御高配を賜った京都大学文学部図書館・奈良教育大学総合図書館に御礼申し上げたい。
- (6) 昭和九年五月発行、東京帝国大学文学部史料編纂所。
- (7) 卷六題記に「寺門高僧記ノ六 殘本 後ノ共二冊」、奥書に「右嵯峨天龍寺所蔵ノ大正十二年四月謄寫」とある。天龍寺本についてはまだ囁目の機会がない。卷十には「山門東塔南谷 淨教房ノ眞如藏ノ三百四十九ノ兒ノ寺門高僧記十」の題記、「于時慶長九甲辰年二月廿三日ノ高僧記ノ分ノ新羅神主以自筆本写之者也ノ時能ノ行年六十七」の本奥書、「右比叡山南谷實藏坊所蔵ノ大正十年三月謄寫」の奥書がある。なお、岩橋小彌太『京畿社寺考』(大正十五年二月、雄山閣)の「三 寺門高僧記について」には京大本に關わるかとみられる天龍寺資料採訪の記事がある。
- (8) 『寺門伝記補録』第十六阿闍梨觀圓伝は中納言藤原兼隆の子としており、『尊卑分脉』(新訂増補國史大系本)でも兼隆の子に「寺ノ阿闍梨」の註が付いて觀圓の名が見える。この系譜に従えば觀圓は粟田関白藤原道兼の孫となる。
- (9) 補阿闍梨の年次は『寺門高僧記』では欠字であるが『寺門伝記補録』によれば嘉保三年(一〇九六)である。
- (10) 『大日本史料』第三編之六、康和三年十一月十一日条では、II-①の末尾六五字のうち本稿でいうB部の最後、「慶朝法印申云。見聞之輩甚以狼藉也。」が觀圓陳状(II-③)内に竄入し意味不明となっている。京大本に拠ることではじめて慶朝の言が「見聞の輩甚だ以て狼藉なり。(筆者註、論議の)第一番罷り出づべし」という趣旨であったことが理解されるのである。『寺門伝記補録』も

同様の文脈となっている。

- (11) 『日記』には観圓陳状(Ⅱ-③)及び嚴勝重勳文(Ⅱ-④)が「具に」、すなわちおそらくは全文掲載されていたことが推測されるが、その内容は教理学の専門知識がなければ理解しがたい性質のものである。このような内容の文書を掲載する一般的な意味での『日記』で、しかも『寺門高僧記』編者が触れられるものといえはさしずめ観圓自身の日記であろうが、それが存したと仮定すると同書観圓伝が三部(すなわち本稿でいうⅠ・Ⅱ・Ⅲ)のみの単純な構成になることを説明しづらい。「特定の独立した行事の記録」の意味になる白河院政期の代表例として「永久五年祈雨日記」をあげることができる。なお『日記』の語義については土田直鎮「古代史料論 記録」(『岩波講座日本歴史』別巻二所収。昭和五十一年九月、岩波書店。再録同氏『奈良平安時代史研究』。平成四年一月、吉川弘文館)を参照した。

- (12) 観圓重陳状(Ⅱ-⑤)の「如上」の割註は、原本が嚴勝重勳文(Ⅱ-④)を引用していたため煩瑣になるのを避けて施したものであり、「引廣文略之」と「已上」でくくられる部分も安然の『教時義』という周知の著作の引用なので略抄したと考えられる。これらの註からも『寺門高僧記』編者の原資料尊重の姿勢が窺われよう。

- (13) 『鳥羽殿番論議日記』は佚したものと恐れられ、現存の書物中には管見に及ばない。『寺門伝記補録』の割註には「(筆者註、観圓と嚴勝の間の)往復の書数通高僧記に載す」とあって『日記』のことは触れられていない。この註が応永年間(一三九四〜一四二八)の『寺門伝記補録』撰述当初のものとするれば『鳥羽殿番論議日記』はこの頃既に行われなくなっていたことが推測される。

- (14) 『殿曆』康和三年一月一四日条によれば、この日藤原忠実の許へ藏人頭源重資が「三井寺大衆事」により勅使として遣わされている。これは三日前、一日の鳥羽殿番論議で、見聞衆が狼藉を理由に檢非違使によって門外に出されたこと(Ⅱ-①)と関係する可能性があり、『鳥羽殿番論議日記』の史料としての信憑性を補強する材料となる。

(15) この説を採る代表的な論著を摘記する。

蘭田香融「恵美家子女伝考(上)」(『史泉』三三号所収。昭和四一年三月)

高橋富雄「徳一と恵日寺」(『ふくしま文庫』17。昭和五一年、福島中央テレビ)

高橋富雄「徳一と最澄」(『中公新書』975。平成二年六月、中央公論社)

田村晃祐「徳一について」(『仏教文化』第一六卷通巻一九号、学術増刊号②所収。昭和六〇年八月)

(16) 註(15) 前掲論著のうち、高橋富雄「徳一と恵日寺」・田村晃祐「徳一について」がこの説を採る。

(17) 註(8) 参照。洞院公定等編『尊卑分脉』の拠った原史料についても、藤原氏系の史料である可能性を考慮すべきであろう。

(18) 註(15) 前掲高橋書。

(19) 徳一及びその周辺が勝常寺薬師如来像造立のない手となったとみられること、また勝常寺薬師如来像に奈良時代中葉後半の彫刻様式を継承する姿勢が顕著なことについては、山岸公基「勝常寺薬師如来像考」(『仏教文化』第一六卷通巻一九号、学術増刊号②所収。昭和六〇年八月)参照。

〔付記〕

本稿の内容は、平成九年三月三〇日、福島県河沼郡湯川村公民館で開催された勝常寺薬師三尊像国宝指定記念講演会における「勝常寺の仏像と徳一——造像背景に関する試論——」と題する講演の一部を、その後の調査に基づき大幅に補正して成ったものである。有益な御示教・御助言を賜った就実女子大学教授曾根正人氏、奈良教育大学助教今正秀氏に末筆ながら御礼申し上げたい。

(奈良教育大学教育学部)